

愛媛県土木工事共通仕様書の主な改正概要

1. 「第3編土木工事共通編」を新規追加等

条文	第3編土木工事共通編
内容	<ul style="list-style-type: none"> 国の共通仕様書の目次体系、改正内容との整合 (第1編共通編の一部を新規追加した第3編に移動するとともに記載内容を更新。道路編等の条文を第3編に統合。) <p>〈移動した項目〉 第1編第2章一般施工の全部、用語の定義(段階確認)、工程表、現場技術員、監督員による検査(確認を含む)及び立会等、数量の算出、工事中の安全確保の一部、交通安全確認の一部、工事測量の一部、提出書類、デジタル写真の編集、電子データの提出等</p> <p>〈統合した項目〉 桁製作工、捨石工、側溝工、法面工、浚渫工等</p>

2. 工事書類の簡素化に関する改正

条文	1-1-26 工事中の安全確保
内容	<ul style="list-style-type: none"> 安全教育及び安全訓練等の実施状況について、請負者が、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合及び検査時に「提示」するよう改正。 (提出を不要とするため検査時に確認が必要。実施状況写真、実施内容、出席者の判る資料、研修資料の写し等の詳細な記述は削除。) 年間維持工事における安全に関する研修訓練等は、1契約当たり1回とする県の運用を追加。

3. 一般的となっている特記仕様書を共通仕様書に追加

条文	第1編共通工および第3編土木工事共通編
内容	<ul style="list-style-type: none"> 適正な施工体制の確保について(施工体系図の作成、名札の着用等) 産業廃棄物の処理について 資源循環促進税について 排出ガス対策型建設機械について 木製工事用バリケード等について 現場技術員について 電子納品及び電子検査について 創意工夫について

4. その他

- ・表現の明確化による改正
- ・年間維持工事における施工計画書については、愛媛県工事執行規程との整合を図るため、施工計画書の作成を省略できる規定を追加
- ・調査基準価格を下回る場合の履行状況確認に係る協力を追加